

## 「共同親権」離婚時に選択

### 政府民法改正案 衆院に提出

政府は8日の閣議で、離婚後の父母双方に親権を認める「共同親権」の導入を柱とした民法などの改正案を決定し、衆院に提出した。今国会中の成立を目指す。現行法は親権者を

父母の一方に限る「単独親権」のみを規定しているが、父母が合意した場合は共同親権を選択できるようにする。改正法が今国会で成立すれば、2026年度まで

に共同親権の運用が始まる見込みだ。施行前に離婚した夫婦も、家裁に親権者変更の申し立てをすることで共同親権に変更できる。

共同親権を巡っては、離婚後も虐待が継続する懸念などから、導入に慎重な意見もある。このため、共同親権となった場合でも、虐待やDV(家庭内暴力)からの避難や緊急の医療行為など「急迫の事情」があれば、単独で親権を行使できる規定を設けた。

また、離婚時に父母間で協議が整わない場合は、家庭裁判所が子どもへの虐待やDVなど「子の利益を害する」状況の有無を判断し、必要に応じて単独親権を指定する。棚村政行・早大教授(家族法)は、「国会審議では、家裁が親権を判断する際の基準など運用面の議論を尽くしてほしい」と指摘している。